

いじめ防止基本方針

令和8年4月

(平成30年5月改定)

木津川市立上狛小学校

目 次

1 いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義	1
(2) いじめの基本認識	1
(3) いじめの態様	1
(4) いじめの構造	2

2 いじめの未然防止

(1) 人権教育の充実	3
(2) 豊かな心の育成	3
(3) 体験活動の充実	3
(4) 「ことばの力」の育成	3
(5) 児童生徒の主体的な活動の充実	3
(6) 居場所づくり	3
(7) 未然防止策の効果検証と見直し	4
(8) 家庭・地域や専門的知識を有する者との連携	4
(9) 未然防止策の計画の作成や実施に当たって	4

3 いじめの早期発見

(1) いじめアンケートの実施	5
(2) 相談しやすい環境づくり	5
(3) 定期的な教育相談の実施	5
(4) 教職員研修の充実とチェックリストの活用	5
(5) 家庭や地域との連携	6
(6) 関係機関との連携	6

4 いじめへの対応

(1) 初期対応	6
(2) 事実の確認	7
(3) 対応方針の決定及び指導	7
(4) 保護者との連携	7
(5) 関係機関等との連携	8
(6) 教育委員会のいじめへの対応	8
(7) いじめの解消	8
(8) いじめ解消後の継続的な指導	8

5 いじめ問題に取り組む体制の整備	
(1)「上粕小学校いじめ対策委員会」の設置	9
6 インターネット上のいじめへの対応	
(1)インターネット上のいじめの未然防止	10
(2)インターネット上のいじめの早期発見・早期対応	10
7 重大事態への対処	
(1)重大事態とは	11
(2)重大事態発生時の学校及び教育委員会の対処	11
(3)重大事態の報告を受けた市長の再調査等	12
8 学校におけるいじめ防止基本方針について	12

1 いじめに対する基本認識

いじめは「人として決して許されない行為である」という認識のもと、次のことについて、教職員だけでなく、すべての関係者が連携していじめ防止等の対策にあたります。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第二条 より】

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 より】

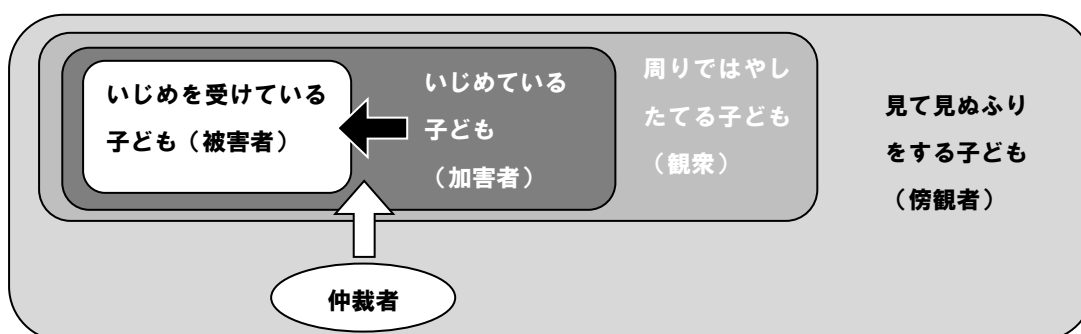
(2) いじめの基本認識

- ① いじめは、人として決して許される行為ではない。¹⁾
- ② いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、全ての児童生徒に関係する問題である。²⁾
- ③ いじめは、教師や大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい問題である。³⁾
- ④ いじめは「いじめられているということを知られたくない」「仕返しが怖い」等という子どもの心理がはたらくことがあるため、大人には相談しにくい問題である。
- ⑤ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの態様

- ① 冷やかしゃからかい、悪口や文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする。
- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

(4) いじめの構造⁴⁾



- 1) いじめ防止対策推進法 第四条では「児童等は、いじめを行ってはならない。」と、いじめの禁止を規定しています。学校の教職員は、「決していじめを許さない」という姿勢を貫かなくてはなりません。
- 2) いじめ問題は、特定の児童生徒に関わる問題ではなく、全ての児童生徒に関係する問題であることを認識しなければなりません。
- 3) いじめは見つけにくい行為であることを認識し、積極的な掘り起こし等によって、いじめを把握するよう努力しなければなりません。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが重要です。
- 4) いじめは「いじめる者」と「いじめられる者」だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で見て見ぬふりをしたりおびえている「傍観者」が存在する四層構造になっていることが多いです。周りにいる「観衆」や「傍観者」が是認・黙認していると、いじめはエスカレートします。さらに、こうした四層構造は決して固定化されたものではなく、「いじめる者」「いじめられる者」「観衆」「傍観者」の立場は、入れ替わる場合もあります。
(「いじめの防止等のために 教職員用ハンドブック」参照)

2 いじめの未然防止

いじめ問題において、未然防止に取り組むことは最も重要です。

個々の児童生徒の豊かな心をはぐくむとともに、ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に悪化しない、いじめが起きにくい・いじめを許さない学校風土・学級風土をつくるのが大切です。

そのために、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるための、年間を見通した予防的、積極的な取組を、計画的・組織的に推進していきます。

(1) 人権教育の充実

人権教育の取組を教育活動全体に位置づけ、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の涵養を図り、いじめは「相手の人権をふみにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させ、人の痛みを感じるができる心を育成します。

(2) 豊かな心の育成

幼児期の教育において、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるような取組など、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進します。また学校においては、道徳科の授業を要として、人権教育をはじめ各教科や総合的な学習の時間及び特別活動との密接な連携を図りながら、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深めることで、望ましい他者とのかかわり方や規範意識を育成します。

(3) 体験活動の充実

各教科等における他者、社会、自然との直接的なかかわりによる体験活動を充実させるとともに、ボランティア活動や福祉体験、就労体験等を積極的に実施することで、自己存在感を持ち、人と関わることの喜び（共感的人間関係）や、役に立てた充実感（自己有用感）を体験することで、共に生きる心を育成します。

(4) 「ことばの力」⁵⁾の育成

日々の授業やあらゆる学校生活の場面において、感じる・伝える・考える「ことばの力」の育成を意識したあらゆる取組を展開することで、児童生徒の認識力・思考力・判断力の向上を図り、正しいコミュニケーションによって望ましい人間関係を築ける児童生徒を育成します。

(5) 児童生徒の主体的な活動の充実

児童会・生徒会活動等で、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え議論する等、いじめの防止に向けた取組を積極的に実施することで、児童生徒のいじめ撲滅に対する意識の向上を図ります。

また、異年齢交流や地域と協力したあいさつ運動等を通して、互いに認め合い、助け合える児童生徒を育成します。

(6) 居場所づくり

いじめ加害に影響する要因のひとつであるストレスの緩和に向け、授業や行事等の中で、過度な「競争的価値観」⁶⁾や「不機嫌・怒り」「友人ストレス」⁷⁾を生まない取組を推進します。

そのためには、わかりやすい授業の工夫や、授業規律の確立を目指すとともに、授業や行事等の中で、どの児童生徒も落ち着ける場所をつくることと、すべての児童生徒が活躍できる場面をつくりだす工夫に努めます。

(7)未然防止策の効果検証と見直し

上記の取組等を、課題発見・目標設定・計画策定・取組実施のそれぞれについての適否を定期的に検証するなど、PDCAサイクルによる計画的な取組をすすめます。

(8)家庭・地域や専門的知識を有する者との連携⁸⁾

家庭や地域の協力を得るため、上記の取組等をホームページやたよりを使って、広く広報に努めます。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員・警察経験者等いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携を図る取組を推進します。

(9)未然防止策の計画の作成や実施に当たって

いじめの未然防止のための年間計画の作成やその具体的な実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの意見を十分取り入れるよう努めます。

5)「ことばの力」

文部科学省の言語力育成協力者会議「言語力の育成方策について（H19.8 報告）」では、言語力を「知識と経験、論理的思考、感性・情緒等を基盤として、自らの考えを深め、他者とのコミュニケーションを行うために言語を運用するのに必要な能力」としており、京都府ではこの見解を踏まえ、学校、家庭、地域社会が共通して理解し、ともにその育成を目指すものとして「ことばの力」を次のように定義づけています。

- ・言語をとおして知識や技能を理解する力
- ・言語によって論理的に考える力
- ・言語を使って表現する力

6)「競争的価値観」

「自分の成績や容姿に劣等感を感じる」「人よりも得意なものがないのでみじめになる」など、他人との優劣に価値を見いだそうとすることがストレスを高める要因になります。

7)「友人ストレッサー」

友だちからからかわれたり、悪口を言われたりすること（いじめを受けたこと）が大きなストレスとなり、他人へのいじめにつながりやすくなります。

※ 国立教育政策研究所の調査では、「友人ストレッサー」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」の3つの要因が高まると、加害に向かいやすくなる（リスクが高くなる）が、実際にいじめに結びつくには「適当な相手」と「適当な方法」がなければ加害行為に及ばない、ともしています。

8) 発達障害を含む障害のある児童生徒等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う必要があります。

3 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながります。

しかし、いじめは教職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすく、エスカレートしやすいものです。そのことを認識し、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない目を持つための取組を充実します。さらに、保護者や地域との連携をして、情報を収集する等の取組に努めます。⁹⁾

(1) いじめアンケートの実施

いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行い、その取組の成果を評価し改善するための指標とするため、「アンケート」¹⁰⁾を定期的に実施します。

- ・実施時期 1学期末及び2学期末
- ・実施内容 市独自で作成したいじめに係るアンケート

(2) 相談しやすい環境づくり

日頃からの児童生徒との信頼関係づくりをすすめるため、何よりも児童生徒への日常のきめ細やかな声かけなどを通じて、児童生徒が「包み込まれているという感覚」を実感できるようにし、気軽に教職員に相談できる関係性を構築するよう努めます。また、教師に直接相談しにくい児童生徒のため、目安箱等の設置や交換ノートを行うなどの工夫をします。

児童生徒がいじめを大人に相談することは、非常に勇気がいる行動であり、相談することはいじめの対象になったりいじめが助長されたりする可能性があることも十分認識した上で、いじめの相談を受けたときの対応には細心の注意を払います。

さらに、日頃から「いじめられた子を最後まで守り抜く」気持ちを持ち続けるとともに、その姿勢を児童生徒に伝えることで、相談しやすい環境をつくります。

(3) 定期的な教育相談の実施

日常的な相談活動に加えて、いじめアンケートの結果を踏まえた上で、すべての児童生徒を対象とした教育相談¹¹⁾を定期的に実施します。

- ・実施時期 それぞれのいじめアンケートを実施した後の期間
小学校・中学校において年間に2回以上実施
- ・実施方法 個別面談形式

(4) 教職員研修の充実とチェックリストの活用

教職員がいじめ対応そのものに関する研修や、教職員の「気づき」の力を高める研修等を計画的・定期的実施します。

また、「いじめのサイン発見チェックリスト」や「教職員の振り返りチェックリスト」を活用し、いじめの早期発見に努めます。

(5) 家庭や地域との連携

学校のいじめに関する基本方針やいじめアンケートの結果等を、PTAの各種会議や保護者会等において情報提供するとともに、積極的に意見交換を行い、保護者と協力していじめ問題に対応します。

また、保護者対象のいじめに関する研修会や講演会を実施したり、「家庭用子どものサイン発見リスト」の活用を促したりすることで、家庭教育の大切さを具体的に理解してもらいます。

さらに、学校の取組や教育委員会の取組の広報活動を、HPや学校だより等で行うことで、地域の関心を高め、地域ぐるみでいじめ問題に対応します。

(6) 関係機関との連携

日頃からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察や法務局、児童相談所等との連携を図り、協力していじめ問題に取り組みます。

9) 教職員は、「いじめの発見に向けた心構え」として、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを十分認識するほか、何気ない冷やかしや悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意する必要があります。

10) いじめアンケートは、あくまで実施した日以前の状況であり、アンケート実施の翌日にもいじめは起こる可能性があります。

いじめアンケートは被害者や加害者を特定することが目的ではなく、普段教師が気づかない潜在的ないじめがどのくらいあるのかを把握し、どの程度の頻度でいじめがおきているかを教職員が自覚し、すべての児童生徒を対象に、「予断を持たない」で観察したり、対策を講じたりすることが必要です。

11) 状況によっては、個別相談を実施した上で、集団での面談等を実施することも効果的でしょうし、いじめアンケートとあわせて「生活アンケート」等を実施した上で、相談に望むことも一つの方法です。また、人権問題に対する意識の高揚を図る目的から、人権週間等の取組後に、いじめアンケートや個別面談を行うことも一つの方法です。

4 いじめへの対応¹²⁾

いじめを認知した場合は、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、以下の点に留意しつつ、学校全体で組織的かつ早急に対応することが必要です。¹³⁾

(1) 初期対応

- ① 直ちに学年主任や管理職に報告の上、対策組織において情報を共有する。
- ② いじめを受けた児童生徒やいじめを通報してきた児童生徒の安全を直ちに確保する。

(2) 事実の確認

- ① 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。
- ② 事実確認の際には、児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ③ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、組織的に判断する。
- ④ いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒をきめ細かく観察したり、周辺の状況等を客観的に確認したりする。

(3) 対応方針の決定及び指導

- ① 対応・指導のねらいを明確にし、共通認識を図る。
- ② いじめの認知から対応方針の決定までは、いじめを認知したその日のうちに対応することを原則とする。
なお、いじめが重篤な場合や、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合等は、把握した状況をもとに、十分に検討し、慎重に対応する。
- ③ いじめを受けた児童生徒へは、必ず解決できる希望が持てることを伝えるなど、心配や不安を取り除くよう努める。必要に応じて、いじめを受けた児童生徒の学校内外における教育環境・教育機会の確保に努める。
- ④ いじめた側の児童生徒に対しては、成長支援の観点からいじめた気持ちや状況等について十分に聞き、その児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるとともに、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度で指導し、状況に応じて適切な懲戒を与える。必要がある場合は、いじめた側の児童生徒を別の教室等において学習させる等の措置を行う。
- ⑤ その行為が「いじめに当たる」と判断した場合であっても、好意から行った行為が意図せずに相手側に心身の苦痛を感じさせてしまった場合等については、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。
- ⑥ いじめを傍観していた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

(4) 保護者との連携

- ① いじめを受けた児童生徒の保護者へは、家庭訪問等で直接面談し、事実関係を適切に伝えるとともに、適宜連絡を密に取る。
- ② いじめた側の児童生徒の保護者へは、正確な事実関係を説明するとともに、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
また、当該児童生徒の変容を図るために、家庭とともに今後のかかわり方等を一緒に考える。

(5) 関係機関等との連携

- ① いじめ行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、警察へ早期に相談する。
- ② 関係機関等との間で連絡窓口となる教職員を事前に指定し、関係機関に周知する等の連携を図る。
- ③ いじめを認知した場合には、適宜、教育委員会に報告する（重大事態以外は月例報告）。

(6) 教育委員会のいじめへの対応

- ① いじめが認知された場合には、適宜連絡を受けるとともに、学校を支援し、適切な指導助言又は指示を行う。
- ② いじめの状況によって、他の児童生徒の教育の妨げがあると判断された場合、いじめた側の児童生徒の保護者に対し、学校・保護者と十分協議した上で、出席停止を命じる等の措置を行う。
- ③ いじめられた側の児童生徒の状況に応じて、学校・保護者と十分協議した上で、通学指定校の変更や区域外通学を柔軟に認める。

(7) いじめの解消

- ① いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。
- ② いじめが「解消している」状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んで相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(8) いじめ解消後の継続的な指導

- ① いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。
- ② 再発防止のために事例を検証し、日常的に取り組む内容を検討の上、いじめを許さない学級・学校づくりの取組を計画的に進める。

12) いじめへの対応の方法や流れについては、別添「いじめ指導マニュアル（組織的ないじめ対応の流れ）」を参考に、フロー図等で整理をしておくことが必要です。

13) いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反します。

5 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けて、その取組を検証したり、問題発生時に、早急かつ的確に対応し、早期に解決を図ったりするための体制を整備します。

(1) 「上粕小学校いじめ対策委員会」の設置

本校においては、いじめの早期発見及びいじめへの対処を実効的におこなうため、その中核となる委員会を、以下の主な役割や構成員により設置します。

【主な役割】

- ①学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成（研修計画等も含む）・実行・検証・修正の中核となる。
- ②自校のいじめの実態を把握し、対策を検討するため定期的に会議を開催するとともに、状況に応じて臨時に会議を開き、いじめ問題に対応する。
- ③いじめの相談・通報の窓口となる。
- ④いじめの疑いに関する情報（いじめアンケートや教育相談等の結果）や児童の問題行動に係る情報の収集と記録を行うとともに、全教職員に情報の共有を図る。
- ⑤いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的にするための中核となる。

【構成員】

- 管理職 ○教務主任・指導教諭
- 生徒指導主任 ○教育相談主任・養護教諭等

【組織構成上の留意点】

- ① 該当児童の担任等、児童とかかわりの深い教職員を適宜加える等、柔軟性をもたせた組織とする。
- ② 状況に応じて、山城中学校と協議の上、スクールカウンセラーの派遣を要請する等、より実効性のある組織とする。
また、学校医や学校評議員、PTA役員等にも協力を得られる体制を整備しておく。

6 インターネット上のいじめへの対応

急速に進歩しているインターネットやスマートフォン等を利用したいじめに対応するため、インターネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

(1) インターネット上のいじめの未然防止

学校での情報モラルに関する指導は重要ですが、学校の指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、以下のことについて家庭・保護者と連携し、双方で指導を行う必要があります。

【学校が取り組むべきこと】

- ① 児童生徒に対する情報モラルに関する指導は、情報教育の中だけではなく、道徳科の授業や各教科の指導の中でも積極的に取り扱うこととし、指導した内容については、通信等を通じて保護者に伝えることで、家庭との連携を図る。
- ② インターネット上のいじめ防止に関する情報や協力依頼を、保護者会やPTAの各種会議等で積極的に広報するとともに、PTAと連携して、最新の情報モラルに係る問題についての研修会を実施するなど、保護者の関心を高める取組を実施する。
- ③ 他のいじめへの未然防止と同様、児童会・生徒会等の主体的な取組を支援し、児童生徒の意識の向上を図る。

【家庭に協力を依頼すること】

- ① 児童生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であるため、その使用方法や使用時間などの具体的なことについて、ルールを決めてもらうよう協力を求める。
- ② 特に、スマートフォン等へのフィルタリングの普及促進についての啓発を行う。

(2) インターネット上のいじめの早期発見・早期対応

インターネット上のいじめは、学校等での人間関係に起因するものの、学校内で行われることがほとんどなく、さらに発見しにくいいじめの一つです。そのために、学校における児童生徒一人一人への予断を許さない観察はもちろん、家庭での気づきを促す取組が必要です。

【学校が取り組むべきこと】

- ① いじめアンケートに加え、インターネット上のいじめに特化したアンケート等を実施することで、児童生徒の状況を把握し、対策を検討する。
- ② 書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法について研修するとともに、保護者への助言や協力を依頼する。

【家庭に協力を依頼すること】

○ 家庭においては、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童生徒が見せる小さな変化に気づけるよう、未然防止と合わせて保護者への啓発を行う。

7 重大事態への対処

万が一、いじめによる重大な事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、同種の重大事態の発生を防止するため、速やかに対処しなくてはなりません。

(1) 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法 第二十八条 より】

・「いじめにより」とは

各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

・「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

・「相当の期間」とは

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらない。

【文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」 より】

○児童生徒又は保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態発生時の学校及び教育委員会の対処

- ① 学校は、速やかに市教育委員会へ報告する（まず第一報、その後別紙様式で）。
- ② 市教育委員会は市長へ速やかに報告する。
- ③ 学校と市教育委員会との協議の上、学校いじめ対策委員会若しくは木津川市いじめ防止等対策委員会等が調査を行う。その際の調査主体は、事態の状況により、教育委員会が判断し、学校が調査する場合には市教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。また、その際実施するアンケート等の結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に提供する場合があることを、事前に調査対象となる在校生及びその保護者に説明する。

- ④ 学校及び市教育委員会は、調査を行う機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ⑤ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する調査結果の提供は、学校と教育委員会が連携し、適切に行う。また、適時・適切な方法で経過報告も行う。
- ⑥ 情報提供に際しては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはあってはならない。
- ⑦ 市教育委員会は調査結果を市長へ報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合、その所見を調査結果に添えて報告する。

(3) 重大事態の報告を受けた市長の再調査等

- ① 市長は、教育委員会又は小中学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により再調査を行う。その際、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。
- ② 市長は、再調査を行ったときには、その結果を議会に報告する。

8 学校におけるいじめ防止基本方針について ¹⁴⁾

学校は、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定めます。また、定めた方針はホームページ等で公表したり児童生徒、保護者、関係機関等に説明したりすることで広く周知を図り、家庭や地域等との連携・協働を図ります。

さらに、基本方針に基づくいじめ防止のための取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、取組の検証と改善に努めるとともに、基本方針そのものについても定期的に見直しを図り、より実効性の高いものを目指します。

14) 学校基本方針を定めることには、次のような意義があります。

- ・学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応になること。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・いじめの加害児童生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、加害児童生徒への支援につながる。